

埼玉県加須農林振興センター 施設機械見積業者選定委員会要綱

第1条 農業農村整備事業に係わる施設機械の見積り業者を適正に選定するため、埼玉県加須農林振興センター施設機械見積業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 農林水産省農村振興局制定の「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）」「標準積算システム（施設機械）」を使用して積算する際に必要となる委員会は見積書の取得業者に関して必要な事項を審査する。

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

会 長 所 長

副会長 副所長（農村整備部担当）

委 員 副所長（管理部担当） 副所長（農業支援部担当）

管理部長、整備支援・管理担当部長（G L）、

県営事業担当部長（G L）

第4条 会長は、会務を総理し会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

2 委員会は、会長が必要に応じ、その都度招集する。

3 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

4 委員会は、審査に必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会長に事故ある時は、副会長が委員会を招集することができる。

第5条 見積取得業者の選定は、埼玉県建設工事競争入札参加資格者名簿に記載された者から行うものとする。

第6条 委員会の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

第7条 委員会に関する事務は、農村整備部が行う。

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成23年 4月1日から実施する。

この要綱は、平成24年 4月1日から実施する。

この要綱は、平成29年 4月1日から実施する。

この要綱は、平成30年 4月1日から実施する。